

平成30年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年9月3日（月）

議 事 日 程（第1号）

平成30年9月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第10号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第11号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第53号 常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の  
保全に関する条例の制定について  
議案第54号 常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業  
等立地促進条例の特例を定める条例の制定について  
議案第55号 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第56号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について  
議案第57号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について  
議案第58号 常陸太田市道路線の廃止について  
議案第59号 常陸太田市道路線の変更について  
議案第60号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第61号 平成29年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第62号 平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
議案第63号 平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について  
議案第64号 平成29年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
議案第65号 平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
議案第66号 平成29年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認  
定について  
議案第67号 平成29年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計  
歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成29年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
議案第69号 平成29年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定  
について

- 議案第70号 平成29年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 議案第71号 平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第72号 平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第73号 平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第74号 平成30年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第75号 平成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第76号 平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第77号 平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第10号ないし報告第11号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第53号ないし議案第60号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第61号ないし議案第70号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第71号ないし議案第77号（一括上程・提案理由説明）
- 

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

---

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長                      宮 田 達 夫 副 市 長

石川 八千代	教 育 長	加瀬 智 明	政策推進室理事
西野 千 里	総 務 部 長	綿 引 誠 二	企 画 部 長
鈴木 淳	市民生活部長	岡 部 光 洋	保健福祉部長
武藤 範 幸	農 政 部 長	小 瀧 孝 男	商工観光部長
真 中 剛	建 設 部 長	根 本 康 弘	会 計 管 理 者
江尻 伸 彦	上下水道部長	宇 野 智 明	消 防 長
生天目 忍	教 育 部 長	弓 野 政 人	農業委員会事務局長
柴田 道 彰	秘 書 課 長	根 本 勝 則	総 務 課 長
江 幡 治	監 査 委 員		

---

事務局職員出席者

笹川 雅 之	事 務 局 長	鴨志田 智 宏	次長兼議事係長
小林 博 則	総 務 係 長		

---

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成30年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

2番 小室 信 隆 議 員                      11番 高 星 勝 幸 議 員

の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告をいたします。

初めに、「地方自治法」第233条第5項の規定により、平成29年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、監査委員から、平成30年8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	石 川 八千代 君	政策推進室理事	加 瀬 智 明 君
総 務 部 長	西 野 千 里 君	企 画 部 長	綿 引 誠 二 君
市民生活部長	鈴 木 淳 君	保健福祉部長	岡 部 光 洋 君
農 政 部 長	武 藤 範 幸 君	商工観光部長	小 瀧 孝 男 君
建 設 部 長	真 中 剛 君	会 計 管 理 者	根 本 康 弘 君
上下水道部長	江 尻 伸 彦 君	消 防 長	宇 野 智 明 君
教 育 部 長	生天目 忍 君	農業委員会事務局長	弓 野 政 人 君
秘 書 課 長	柴 田 道 彰 君	総 務 課 長	根 本 勝 則 君
監 査 委 員	江 幡 治 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様、おはようございます。平成30年第4回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。あわせまして日ごろから議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜っておりまして、深く感謝を申し上げます次第でございます。

さて、9月に入りまして国におきましては年末に向けて来年度の予算編成作業が本格化してまいります。来年度の総務省所管予算の概算要求によりますと、地方交付税総額は景気回復に伴う各自治体の地方税収の増加を見込んでおりまして、今年度当初予算比0.5%減の15兆9,000億円と見積もられております。

また、内閣府の地方創生関連予算の概算要求では、地方創生推進交付金の増額によりまして、今年度当初予算比17.3%増の1,228億円を要求しているところでございます。本市におきましては、総合計画、前期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するため有利な財源を積極的に活用してまいりますとともに、来年10月からの消費税増税による市財政への影響などにつきましても、今後の国や県の予算編成の動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

ここで、6月の第2回市議会定例会以降の主な出来事などにつきましてご報告をさせていただきます。5月に山吹運動公園親水広場にオープンしました、子育て支援施設「じょうづるはうす」ですが、連日多くの親子でにぎわっておりまして、8月18日には利用者数が1万人を突破したところでございます。これまでの1日平均の利用者数は95人でございまして、多い日は200人以上のご利用をいただいているところでございます。本定例会におきまして、本施設の指定管理制度への移行に伴う議案を提出しておりますが、引き続き利用者のご意見をいただきながら、

子育て世代に親しみやすい施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、夏祭りやイベントについてでございます。この夏、太田祭りを初め市内24の地域、町会におきまして開催されました夏祭りイベントに参加してまいりましたが、地域コミュニティの希薄化が心配される中、多くの方々にぎわっておりまして、さらに地域の交流、きずなが深められることを願っているところでございます。

また、8月8日から4泊5日の日程で、第11回久慈の杜100キロ徒歩の旅が実施をされました。今年は台風の影響によりまして半日歩くことはできませんでしたが、これまでで最多の93名の小学生の皆さんが完歩されました。将来を担う子どもたちの生きる力を養い、心の成長に大きな役割を果たすものと期待をしているところでございます。

次に、小里財産区議会からの財産移管の要望書についてでございます。本件につきまして、先月の全員協議会におきまして内容のご説明をさせていただきましたが、市といたしましては、財産区が所有する財産を引き受けまして市有財産として管理をしていく旨、小里財産区議会に回答したところでございます。今後は、来年3月をめどに財産が移管できますように事務手続を進めてまいります。

次に、小中学校普通教室へのエアコン設置についてでございます。ご案内のとおり、文部科学省におきましては学校環境衛生基準のこれまでの望ましい室温として、10度以上30度以下を今回見直し、17度以上28度以下としたところでありまして、改善が求められております。また、先般、本市議会文教民生委員会より、エアコンの早期設置に係る要望書をお受けしたところでございます。エアコンの設置につきましては、導入方式や今後の学級数の推移等を勘案しまして、設置に向けて早期に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、本市の平成29年度普通会計決算の概要につきましてご報告させていただきます。平成29年度決算は実質収支が昨年度を下回りましたことから、単年度収支は2億8,100万円の赤字、実質単年度収支も財政調整基金から8億7,800万円を取り崩しましたことなどから、7億1,400万円の赤字となりました。計上収支比率は、地方交付税の減や、臨時財政対策債の借入抑制などによりまして計上一般財源等が減額となりましたことから、前年度比6ポイント減の94.9%となりました。積立金及び市債の実質現在高は、財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債の借入抑制などによりまして、積立金残高が前年度比1億3,500万円減の178億4,700万円、市債残高が前年度比8億1,700万円減の189億4,200万円となっております。健全化判断比率等につきましては後ほど報告においてご説明いたしますが、公債費、市債現在高が減額となりましたことから、引き続き将来負担比率は発生していないなど各比率とも良好な状況と考えております。

続きまして、今回提案いたします一般会計補正予算の主なものでございますが、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積み立て、山吹運動公園の親水広場休憩所並びに西山研修所の指定管理移行に伴う委託費、すいふ認定こども園整備に係る外構工事費、イノシシの被害対策に対する補助金、インバウンド受け入れ拡大に係る委託費、国体開催に向けた山吹運動公園駐車場の整備費などの経費を追加いたしましたところでございます。

続きまして、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が各1件、条例の制定が2件、条例の改正が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が2件、市道路線の廃止、変更並びに認定が各1件、平成29年度歳入歳出決算認定が10件、平成30年度補正予算が7件、合わせまして27件でございます。

なお、会期中に人事案件1件を追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からそれぞれご説明をさせていただきます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり可決認定、同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月19日まで17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日まで17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第2 報告第10号ないし報告第11号

○成井小太郎議長 次、日程第2、報告第10号平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第11号平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第10号は、平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき算定した健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

2ページをお開き願います。まず、1の実質赤字比率でございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成29年度の一般会計における実質収支は、

黒字で決算しておりますので比率は発生しておりません。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え公営企業会計など全ての会計における実質収支の赤字額、または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。この比率につきましても、全ての会計において黒字で決算しておりますので比率は発生しておりません。

続きまして、3の実質公債費比率でございますが、公営企業会計などにおける地方債の返済額のうち、一般会計が負担すべき返済額を含めた全ての一般会計が負担する地方債の返済額の標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましては3.5%となっており、市の財政運営に国の関与を受けることとなります早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

最後に4の将来負担比率でございますが、一般会計が、将来負担することとなる地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましては、基金などの充当可能な財源の合計額が将来負担することになる地方債の返済額などを上回っておりますことから、比率は発生しておりません。

3ページから6ページに監査委員の意見書を付してございます。また、別途参考資料といたしまして、健全化判断比率の算出シートを提出させていただきましたので、あわせまして後ほどご覧置き願います。報告第10号は以上でございます。

続きまして、議案書の7ページをお開き願います。報告第11号は、平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

8ページをお開き願います。資金不足比率でございますが、各公営企業ごとの資金不足額が、料金収入などの事業規模に対して、どの程度になっているかをあらわす比率でございます。資金不足額は、一般会計における実質赤字額に相当するものでございますが、記載の全ての公営企業会計において資金不足がありませんので比率は発生しておりません。

9ページから10ページにかけまして、監査委員の意見書を付してございます。後ほどご覧置き願います。

報告案件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

日程第3 議案第53号ないし議案第60号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第53号常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の制定について、議案第54号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例の制定について、議案第55号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第56号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第58号常陸太田市道路線の廃止について、議案第59号常陸太田市道路線の変更について、議案第60号常陸太田市道路線の認定について、以上8件を一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。議案第53号は常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の制定についてでございます。提案理由でございますが、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と維持管理を促すことにより、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、良好な居住環境を維持するため本条例を制定するものでございます。本条例は新規条例でございますので、内容につきましては、恐れ入りますが、本日お配りしたA3横長の平成30年第4回市議会定例会議案第53号資料、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の概要についてにてご説明申し上げます。

まず、1の条例制定の理由、背景でございますが、①の再生可能エネルギー発電設備の導入状況の表をご覧ください。平成24年に始まりまして、固定価格買い取り制度以降太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入件数、導入容量は全国的に増加し、経済産業省の資料によりますと、茨城県は広大な平坦地や充実した送電網を有するなどの地域特性もあり、再生可能エネルギーの導入件数は全国7位、導入容量につきましては累積約250万キロワットで全国1位となっております。本市におきましては、導入件数累積約1,000件、導入容量は累積約3万キロワットとなっております。

続きまして、②の再生可能エネルギー発電設備設置に関する本市の状況をごらん願います。アは発電設備設置に伴う課題でございますが、他の自治体同様、本市におきましても発電設備設置に伴う景観の阻害や、関係法令違反による生活環境への影響などが懸念されております。小規模な施設の把握が困難になっておりますほか、ゴルフ場跡地への大規模な発電設備の設置計画等もございます。また、イでございますが、県内他自治体におきましては、既に笠間市など8自治体が条例を制定しており、再生可能エネルギー発電設備の適正化に向けた動きがはじめております。黒の囲みでございますが、これらの状況を踏まえまして、本市におきましても独自条例を制定することにより、秩序ある発電設備の設置を促すものでございます。

2は、条例の概要でございます。第1条は目的でございますが、提案理由と同様でございます。

第2条は定義、第3条は適用区分でございます。本条例の対象となる設備は太陽光発電設備が、出力10キロワット以上、風力発電設備は出力20キロワット以上、バイオマス発電設備は出力10キロワット以上で、用途は全て事業用のものでございます。

第4条から第6条までは、市、市民、事業者の果たすべき責務について明示しております。右側をごらん願います。

第7条は、抑制区域でございます。恐れ入りますが、次ページ右側の参考、市規則第3条の別表1をご覧ください。抑制区域といたしまして、上段の茨城県立自然公園特別地域から下段の茨城県指定有形文化財ほかまで設置事業を行わないよう事業者にも協力を求めることができる旨を定



めるものでございます。

恐れ入りますが、前ページにお戻り願います。第8条は、配慮事項でございます。発電事業を実施する上で影響があると想定される事項について、事業者に対し配慮を求めるものでございます。破線部分でございますが、①圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮した対策、②切土や盛土等に伴う土砂流出の防止措置、③雨水排水の流出防止対策と生活環境に影響があると想定される事柄について配慮を求めることを規則において定めております。

第9条は事業の制限、第10条は事前協議でございます。一定規模以上の事業者には、市規則で定める事業計画事前協議書に添付図書を添えて、市長との事前協議を義務づけてございます。

第11条は、合意形成でございます。地元関係者に対する説明会の開催などの事業者の努力義務について規定しております。

第12条は、設置事業の許可でございます。第3条で適用される区分のうち、①太陽光発電設備については、ア、出力50キロワット以上のもの。イ、面積500平方メートル以上のもの。ウ、地上高4メートル以上のものについて、②風力発電設備、③バイオマス発電設備、④抑制区域に発電設備を設置する場合につきましては、その規模にかかわらず許可制をとるもので、許可申請の手続について規定をいたしました。

第13条は、設置事業の着手、中断、再開、廃止または完了届の規定でございます。次ページをご覧ください。第14条は、事前協議の対象外となる設置事業に係る届出の規定でございます。太陽光発電設備について、第12条で定める規模以下の、ご覧の10キロワット以上50キロワット未満等の施設について届け出を義務化したものでございます。

第15条は、現地確認の規定でございます。対象となる全ての発電設備において設置事業の完了の届け出があった場合、現地確認を行うことを定めております。

第16条は、発電事業を開始した際の届け出についての規定でございます。発電事業開始後の稼働状況について、定期的な報告義務についてもあわせて規定してございます。

第17条から第20条は、発電設備の維持管理等の事項で事業者の住所、氏名、電話番号等を記した標識の設置や関係者以外の者が容易に立ち入ることができないようなフェンス等の設置など、発電設備の適切な維持管理について義務づけたものでございます。

第21条は、事業終了後の適正処分等で、発電事業終了後の届け出や報告、さらには発電設備の適正な処分等について、また、撤去や処分を行うための必要な資金の確保についての努力義務についても、あわせて規定するものでございます。

第22条は、立ち入り調査、第23条は、助言等で第1条の目的達成のための助言または指導に関する規定や、一定の要件に該当する場合の勧告についてでございます。

第24条は公表、第25条は国または県への報告で、正当な理由なく勧告に従わなかった場合の氏名、住所、勧告内容の公表、国または県への報告などの罰則規定でございます。

第26条は手数料で、発電規模に応じた許可申請手数料の納付について規定いたしました。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。20ページでございます。別表は、第26条に関する許可申請手数料の額でございます。太陽光発電設備の、1、許可、申請につきましては、発

電規模に応じて1万3,000円から4万円、2, 変更許可申請については6,000円から2万円7,000円、風力発電、バイオマス発電に関しましては記載のとおりでございます。

左側19ページをご覧ください。中段の附則第1号でございますが、本条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。この条例は、許可申請手数料を徴収いたしますことから、周知期間として3カ月を確保いたしました。附則第2号は、経過措置についての規定でございます。現に設置事業に着手している場合は、第22条立ち入り調査等、第23条助言等、第24条公表、第25条国または県への報告を除き条例の適用はしないものとしております。ただし、この条例を遵守するよう協力を求めることができるといたしました。

21ページから52ページまで、参考といたしまして施行規則を添付してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第53号は以上でございます。

続きまして、議案書の53ページをお開き願います。議案第54号は、常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例、及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例の制定についてでございます。提案理由でございますが、本条例は、常陸太田市東部土地区画整理事業計画地に立地予定の企業に対する特例措置を定めることにより、早期の企業誘致を促進し本市産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的に制定するものでございます。内容につきましては、現行の条例と今回の特例を定める条例の相違点について、別紙資料にて説明申し上げます。

本日お配りしてあります、A4縦長の平成30年第4回市議会定例会議案第54号資料、常陸太田市東部土地区画整理事業計画地への企業誘致のための優遇制度についてをご覧ください。まず、目的でございますが、提案理由と同様でございます。

2の適用地域でございますが、常陸太田市東部土地区画整理事業計画地に限定するものでございます。

3の常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の特例でございますが、これまでの課税免除条例では、事業の用に供する固定資産を取得した企業を対象として課税免除期間が3年間であったものを、今回の特例では課税免除の期間を5年間に拡大するものでございます。

4の常陸太田市企業等立地促進条例の特例につきましては、奨励措置を受けるための要件の特例といたしまして、まず、投資要件でございますが現行は1億円を超えるものとしてございますが、今回の特例措置で5,000万円を超えるものに緩和するものでございます。

次に立地奨励金でございますが、欄外の星印の2をごらん願います。立地奨励金は課税免除の対象外となった固定資産税及び都市計画税相当額を交付するものでございますが、この適用期間を現行の3年間から5年間に延長するものでございます。

次に、雇用奨励金でございますが、欄外の星印の3をごらん願います。雇用奨励金は正規雇用者1人当たり年額10万円を交付するものでございますが、この期間を現行の3年間から5年間に延長するものでございます。

5の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、6の期限として、早期の起業進出を促すため平成36年度までに操業を開始した企業に適用し、平成37年3月3

1日をもって失効する規定を設けております。

議案第54号は以上でございますが、2枚目の議案第54号参考資料をご覧ください。東部土地区画整理事業計画地への企業誘致を強力に推進するため、今回の特例を定める特例のほか要綱を定め新たな優遇制度により企業の誘致を促進してまいります。

①は常陸太田市指定業種立地促進奨励金として、指定業種の例にあります本市に望まれる衣料品店や飲食店、大型家具店、書店その他市長が必要と認める業種の企業が進出する場合、その店舗面積に応じて年間500万円を上限として、最大10年間にわたり5,000万円を限度として奨励金を用意し、企業の進出意欲を高め、市民の買い物環境の利便性向上を図ってまいります。

②は常陸太田市立地企業等水道料金補助金でございます。企業等の水道料金の50%を5年間補助することにより、企業等がより進出しやすい環境を作ってまいります。

③は常陸太田市立地希望企業紹介制度でございます。企業の立地につながる情報をいち早く収集するため、情報提供者への助成制度として、立地が確定した場合に土地購入額の3%、上限額を法人300万円、個人100万円、リースの場合は土地リース料金1カ月分、上限額を法人100万円、個人50万円を交付する制度でございます。条例以外のこれらの優遇制度により、東部土地区画整理事業計画地への企業立地を強力に進めてまいります。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。56ページをお開き願います。議案第55号は常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び茨城県における小児医療福祉助成制度の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、別添資料にてご説明申し上げます。恐れ入りますが、本日配付いたしました平成30年第4回市議会定例会議案第55号資料、常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正の概要についてをご覧ください。本条例の改正点は、大きく3点でございます。

①は住所地特例者を本条例の対象者として新たに追加するものでございます。「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、同法第55条の2により、国民健康保険の住所地特例を受けている方、すなわち施設等に入所するため他県へ住所を移した方が、75歳を迎え後期高齢者医療に加入する場合、国民健康保険と同様に全住所地の広域連合の被保険者となることにより、対象者として追加するものでございます。

次に②として、保険医療機関等以外のその他のものの明文化でございます。「国民健康保険法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康保険法」、これらの社会保険各法により、保険医療機関等以外のその他のものと解釈されている、あんま、マッサージもしくは指圧、針または灸につきまして、明文化をするものでございます。

③は文言の整理を行うものでございますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。58ページをお開き願います。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、経過措置でございますが、この条例の施行日前における診療に係る医療福祉費の支給につきましては、従前の例によるものといたします。

議案第55号は以上でございます。

続きまして、議案書の64ページをお開き願います。議案第56号、及び次ページの議案第57号は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。両議案の提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2、第6項の規定に基づき指定管理者を指定するため議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、恐れ入りますがお配りいたしました、A3横長の平成30年第4回市議会定例会、議案第56号、第57号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてにより、一括してご説明申し上げます。

今回の指定管理者の指定につきましては、2つの公の施設につきまして2社の指定を行うものでございます。

まず、事業者公募の状況でございますが、議案第56号の施設、常陸太田市子育て支援施設山吹運動公園親水広場につきましては、7月27日から8月16日まで事業者の公募を行いました結果、一団体の応募がございました。

議案第57号の施設、常陸太田市西山研修所につきましては、7月13日から8月3日まで事業者の公募を行いました結果、3団体からの応募がございました。応募のありました内容につきまして、8月21日及び23日に指定管理者選定委員会を開催し、指定管理予定者を選定したところでございます。

続きまして、指定管理予定者の概要等でございます。議案第56号の指定管理予定者は、特定非営利活動法人結でございます。指定期間につきましては、維持、管理及び事業を行う施設では5年間としておりますが、指定管理を初めて導入する施設では運営状況を見るため3年間としており、今回は平成30年10月1日から平成33年3月31日までの2年6カ月といたしました。主な実績といたしましては、自主事業として絵本であそぼ、市主催事業として子育て応援都市トークカフェ、子育てメッセなどがございます。選定の理由でございますが、指定管理選定委員会における評価、採点の総合点数及び当該団体の管理実績に基づくノウハウの活用という点ですぐれておりました上、子育て支援団体や大学との連携を図り、子育て支援の充実を図ることにより施設の利用促進が期待できることによるものでございます。過去3年間の財政状況でございますが、平成28年度、平成29年度は赤字決算となっておりますももの、平成30年度においては寄附金収入等により財政状況が改善される見込みでございます。

続きまして、議案第57号の指定管理予定者は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会でございます。指定期間は維持、管理、及び事業を行う施設では5年間としておりますが、今回は平成30年12月1日から平成35年3月31日までの4年4カ月としてございます。指定管理の開始時期につきましては、現在は直営により運営をしております状況でございますので、施設の設置目的、事業の取り組み等を指定管理者に十分理解させ、雇用の確保と業務を確実に引き継ぐための準備期間に配慮し、12月1日としたところでございます。

主な実績といたしましては、県西生涯学習センター、古河スポーツ交流センター、さしま健康交流センター、東町運動公園等の指定管理者として施設の管理運営を行っております。選定の理由でございますが、当該団体の実績に基づくノウハウを活用して施設の設置目的を果たすとともに

に、青少年の健全育成のための各種研修等の充実を図り、施設の利用の促進と交流人口の拡大を図ることが期待できることから選定するものでございます。

過去3年間の財政状況でございますが、年度ごとに収入減となっておりますが、こちらにつきましては、国体開催に伴う管理施設の建てかえ工事等による指定管理の中断によるものでございます。

議案第56号及び第57号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。66ページをお開き願います。議案第58号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。現在認定しております市道において、形式上認定基準を満たしてはいるものの、道路としての利用や現況がない路線を廃止するため、「道路法」第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

67ページをお開き願います。今回提案をさせていただきました市道金1B43号線から、69ページの里82112号線の29路線につきましては、幅員が1.5メートル以上あり、認定基準の原則には該当いたしておりますが、各路線について詳細な現地調査を実施しましたところ、比較的延長が短く、その利用現況につきましても山林の入り口や農地の通行のための作業道路的な利用状況で、一般の交通の用に供していない道路であり、沿道に家屋も存在していないことなどから、市道路線としての廃止を行うものでございます。なお、今回廃止する路線につきましては、法定外道路として引き続き市が管理を行ってまいります。今回行いました道路利用の調査につきましては、主に金砂郷エリアの郡戸地区について市の直営作業で行いましたが、統一的な調査とするため来年度におきましては、市内全域を対象とします調査委託を予定しております。

70ページから83ページにつきましては、廃止する市道路線の位置図と廃止図を添付してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第58号は以上でございます。

続きまして、議案書の84ページをお開き願います。議案第59号は常陸太田市道路線の変更についてでございます。道路現況の見直し等に伴い、市道路線を変更するため、「道路法」第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

85ページをお開き願います。市道50845線及び市道61005線につきましては、認定する道路の一部区間が農地、山林の中の道路となっており、一般の交通の用に供しておりませんことから、当該区間の一部廃止をするため、市道路線を変更するものでございます。

86ページから88ページまでにつきましては、変更いたします市道路線の位置図及び変更図を添付してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第59号は以上でございます。

続きまして、議案書の89ページをお開き願います。議案第60号は常陸太田市道路線の認定についてでございます。国道の市道移管に伴う市道の認定について、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

90ページをお開き願います。市道0140号線及び市道0141号線につきましては、国道349号バイパスの4車線化整備事業に伴いまして、下河合町から馬場町までの現国道349号

の一部区間とあわせまして終点の変更が必要となる、磯部町の県道下土木内常陸太田線の一部区間につきまして、今後の市道移管を受けるために新たに認定を行うものでございます。

なお、この2路線につきましては、今後も茨城県と管理移管に向けた協議と現地確認及び移管道路の整備を行った後に市へ移管される予定となっております。

91ページから92ページにかけて、認定します市道路線の認定位置図及び認定図を添付してございますので、後ほどご覧置き願います。

提出議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○成井小太郎議長** 説明は終わりました。

---

日程第4 議案第61号ないし議案第70号

**○成井小太郎議長** 次、日程第4、議案第61号平成29年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第62号平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成29年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成29年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成29年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成29年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成29年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第70号平成29年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔根本康弘会計管理者 登壇〕

**○根本康弘会計管理者** 議案第61号から議案第68号の平成29年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者にかわりご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第61号から議案第68号、平成29年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、「地方自治法」第233条第3項の規定により、平成29年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。平成30年9月3日提出市長名でございます。

4ページ右側をお開き願います。初めに、議案第61号平成29年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入決算額は242億1,239万7,793円で、予算額に対します収入率は99.6%でございます。歳出決算額は234億4,916万9,312円で、予算額に対します執行率は96.5%でございます。歳入歳出差引残額は7億6,322万8,481円。内訳を申し上げますと、6億291万5,164円が翌年度への繰越額、1億6,031万3,317円が繰越明許費の一般財源分でございます。

説明欄をごらんください。歳入ですが、歳入予算額は243億758万9,000円、調定額は

244億3,841万6,011円、予算額に対します調定率は100.5%でございます。収入済み歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の1,198万4,018円は「地方税法」等の規定に基づき、該当する市税等滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額2億1,403万4,200円の主なものは、市税、市営住宅使用料等の未納分でございます。

次に歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済み歳出額は、歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は4億1,410万317円でございます。これは、総務費、土木費、教育費の9業に係る繰越事業費でございます。不用額は4億4,431万9,371円でございます。主に、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、「地方自治法施行令」第166条第2項に基づきます、説明資料としての事項別明細書が66ページから297ページに、実質収支に関する調書が298ページに、財産に関する調書が432ページから438ページに記載されておりますので、それぞれご覧いただきたいと存じます。

なお、これからご説明申し上げます、各特別会計決算書説明欄の収入済み歳入額、歳出予算額、支出済み歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので、省略をさせていただきます。

16ページ右側をお開き願います。続きまして、議案第62号平成29年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。歳入決算額は72億963万6,355円で、予算額に対します収入率は104.5%でございます。また、歳出決算額は67億1,652万7,266円でございます。予算額に対します執行率は97.4%でございます。歳入歳出差引残額は4億9,310万9,089円で、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は68億9,868万4,000円。調定額は73億9,451万1,782円で、予算額に対します調定率は107.2%でございます。不納欠損額は2,376万8,368円で、「地方税法」の規定に基づき該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は1億6,110万7,059円で、主に保険税の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億8,215万6,734円で、主に保険給付費、高額療養費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が18ページから23ページに、事項別明細書が300ページから335ページに、実質収支に関する調書が336ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

24ページ右側をお開き願います。次に、議案第63号平成29年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

25ページをお開き願います。歳入決算額は6億6,654万3,555円で、予算額に対します収入率は98.9%でございます。また、歳出決算額は6億6,441万1,042円で、予算額に対します執行率は98.6%でございます。歳入歳出差引残額213万2,513円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は6億7,362万2,000円、調定額は6億6,816万1,099円で、予算額に対します調定率は99.2%でございます。不納欠損額6万500円は「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額155万7,044円は保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は921万958円で、主に後期高齢者医療広域連合納付金予備費等のものでございます。なお、款項別明細が26ページから29ページに、事項別明細書が338ページから345ページに、実質収支に関する調書が346ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

30ページ右側をお開き願います。次に、議案第64号平成29年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

31ページをお開き願います。歳入決算額は56億9,894万6,198円で、予算額に対します収入率は98.6%でございます。歳出決算額は56億7,793万1,829円で、予算額に対します執行率は98.2%でございます。歳入歳出差引残額2,101万4,369円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は57億8,091万円、調定額は57億1,402万9,665円で、予算額に対します調定率は98.8%でございます。不納欠損額331万6,622円は「介護保険法」の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額1,176万6,845円は、保険料等の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億297万8,171円で、主に保険給付費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が32ページから37ページに、事項別明細書が348ページから381ページに、実質収支に関する調書が382ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

38ページ右側をお開き願います。次に、議案第65号平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

39ページをお開き願います。歳入決算額は12億2,987万5,923円で、予算額に対します収入率は99.4%でございます。また、歳出決算額は11億9,148万4,869円で、予算額に対します執行率は96.3%でございます。歳入歳出差引残額は3,839万1,054円、内訳を申し上げますと、3,144万3,054円が翌年度への繰越額、694万8,000円が繰越明許費の一部一般財源分でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は12億3,725万6,000円。調定額は12億3,840万620円で、予算額に対します調定率は100.1%でございます。不納欠損額20万337円は「地方自治法」の規定に基づき、該当する分担金及び負担金並びに使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額832万4,360円は、分担金及び負担金並びに使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、繰越明許費2,214万8,000円は下水道事業費の繰越事業3件分でご



ございます。不用額は2,362万3,131円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が40ページから43ページに、事項別明細書が384ページから397ページに、実質収支に関する調書が398ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

44ページ右側をお開き願います。次に、議案第66号平成29年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

45ページをお開き願います。歳入決算額は3億3,827万2,016円で、予算額に対します収入率は101.4%でございます。また、歳出決算額は3億2,718万1,520円で、予算額に対します執行率は98.1%でございます。歳入歳出差引残額、1,109万496円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は3億3,353万8,000円、調定額は3億4,343万6,965円で、予算額に対します調定率は103%でございます。収入未済歳入額516万4,949円は使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は635万6,480円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が46ページから49ページに、事項別明細書が400ページから407ページに、実質収支に関する調書が408ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

50ページ右側をお開き願います。次に、議案第67号平成29年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

51ページをお開き願います。歳入決算額は1億6,559万1,724円で、予算額に対します収入率は99.6%でございます。また、歳出決算額は1億5,354万6,782円で、予算額に対します執行率は92.4%でございます。歳入歳出差引残額1,204万4,942円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1億6,620万円、調定額は1億6,643万1,201円で、予算額に対します調定率は100.1%でございます。収入未済歳入額83万9,477円は使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1,265万3,218円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が52ページから55ページに、事項別明細書が410ページから417ページに、実質収支に関する調書が418ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

56ページ右側をお開き願います。次に、議案第68号平成29年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

57ページをお開き願います。歳入決算額は3億750万6,276円で、予算額に対します収入率は103.5%でございます。また、歳出決算額は2億9,268万999円で、予算額に対します執行率は98.6%でございます。歳入歳出差引残額は1,482万5,277円、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。歳入でございますが、歳入予算額は2億9,696万5,000円、調定額は3億1,352万9,969円で、予算額に対します調定率は105.6%でございます。不納欠損額2万7,719円は使用料でございます。収入未済歳入額599万5,974円は使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は428万4,001円で、主に事業費及び予備費等でございます。なお、款項別明細が58ページから61ページに、事項別明細書が420ページから429ページに、実質収支に関する調書が430ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、「地方自治法」第233条第5項の規定により提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊平成29年度決算に係る主要な施策の成果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第61号から議案第68号の、平成29年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○成井小太郎議長** 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

**○江尻伸彦上下水道部長** 議案第69号及び議案第70号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

別冊の公営企業会計決算書をお開き願います。平成29年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、平成29年度常陸太田市水道事業会計決算及び常陸太田市工業用水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成29年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。平成30年9月3日提出、市長名でございます。

1ページをお開き願います。平成29年度常陸太田市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の予算額は12億7,816万9,000円でございます。決算額は12億7,309万6,102円となりました。予算額に対する収入率は99.6%となっております。

2ページをお開き願います。支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計は12億7,161万7,000円でございます。決算額は11億9,011万1,562円でございます。予算額に対する執行率は93.6%となっております。

次に3ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額は1億1,941万3,000円でございます。決算額は9,801万1,445円でございます。予算額に対する収入率は82.1%となっております。

4ページをお開き願います。支出でございます。資本的支出の予算額は6億989万2,000円でございます。決算額は5億6,885万1,344円となりました。予算額に対する執行率は9

3. 3%となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億7,083万9,899円は、過年度分損益勘定留保資金4億5,435万9,199円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,648万700円で補填をしております。

次に5ページをご覧ください。平成29年度常陸太田市水道事業損益計算書でございます。

初めに1の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益を合わせまして9億9,796万9,734円でございます。

2の営業費用は、(1)原水及び上水費から(5)資産減耗費まで合わせて10億74万5,319円で、営業損失は右端の額277万5,585円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合計1億9,188万5,049円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱い諸費(2)の雑支出で合計1億2,317万2,171円でございます。営業外利益は右端の額6,871万2,878円となっております。営業利益と営業外利益の合計、経常利益は6,593万7,293円となりました。

6ページをお開き願います。5の特別損失でございますが、車両廃車による固定資産売却損3万9,103円がございますので、当年度の純利益は6,589万8,190円でございます。前年度繰越利益剰余金は3,066万6,333円でございますので、当年度の未処分利益剰余金は9,656万4,520円となります。

7ページの剰余金計算書につきましては説明を省略させていただきます。

8ページをお開き願います。平成29年度常陸太田市水道事業会計剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。右端の列、未処分利益剰余金についてでございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました、当年度末残高9,656万4,520円から6,589万8,190円を減債積立金に積み立て、処分後の残高を3,066万6,330円とするものでございます。

9ページをごらんください。貸借対照表でございます。資産の部でございますが、9ページの1の固定資産から10ページの2の流動資産まで、10ページをご覧ください。合わせた資産合計は10ページの右端の列、上から3行目になりますが、138億2,428万9,189円でございます。

次に負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延利益まで負債合計は11ページの右端の列、下から2行目79億4,845万9,012円でございます。

次に資本の部でございますが、6の資本金、7の剰余金まで資本合計は、12ページをお開き願います。右端の上から2行目の58億7,583万177円でございます。負債と資本を合わせた合計は138億2,428万9,189円でございます。

17ページから決算附属書類がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第70号平成29年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、43ページをお開き願います。平成29年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款工業用水道事業収益の予算額は9,871万2,000円、決算額は9,735万8,315円でございます。予算額に対し98.6%の収入率となっております。

次に、44ページをお開き願います。支出でございます。第1款工業用水道事業費用の予算は9,475万1,000円、決算額は8,492万1,277円でございます。予算額に対する執行率は89.6%となっております。

45ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入の予算額は5,340万円でございます。第2款決算額は4,970万円で、予算額に対して93.1%の収入率となっております。

46ページをお開き願います。支出でございます。第1款資本的支出の予算額6,434万6,000円に対しまして、決算額は6,056万5,776円でございます。予算額に対し94.1%の執行率となっております。なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,086万5,776円は、過年度分損益勘定留保資金463万5,122円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額168万8,000円、及び当年度分損益勘定留保資金454万2,654円で補填をいたしました。

47ページをご覧ください。平成29年度常陸太田市工業用水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益は、6,055万8,510円でございます。

2の営業費用は、(1)原水及び上水費から(5)資産減耗費まで、合わせて8,152万8,649円で、営業損失は右端の額2,097万139円となっております。

3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで、合計2,982万6,316円でございます。

4の営業外費用でございますが、(1)の支払い利息及び企業債取扱い諸費(2)の雑支出で合計10万7,139円でございますので、営業外利益は右端の額2,971万9,177円となっております。営業損失と営業外利益の合計、経常利益は右端の額874万9,038円となりました。特別損益がございませんので、当年度の純利益も同額の874万9,038円でございます。

なお、前年度繰越利益剰余金は320万2,883円でございますので、48ページをお開き願います。当年度未処分利益剰余金は1,195万1,921円でございます。

49ページの剰余金計算書につきましては説明を省略させていただきます。

次に50ページをお開き願います。平成29年度常陸太田市工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。右端の列、未処分利益剰余金についてでございますが、当年度末残高1,195万1,921円から平成29年度常陸太田市工業用水の長期前受金戻入相当額の697万5,161円を資本金に組み入れ、123万3,149円を減債基金に積み立て、処分後の残高を374万3,611円とするものでございます。これによりまして、左端の列、資本金につきましては、最下段でございますが、処分後の残高を4億2,753万3,498円とするものでございます。

51ページをご覧くださいと思います。貸借対照表でございます。資産の部ですが、1の固定資産、2の流動資産合計で、右端の一番下の行8億7,262万8,890円でございます。

5 2 ページをお開き願います。負債の部でございますが、3 固定負債、4 流動負債、5 繰延収益合計額は5 3 ページをご覧ください。2 行目ですけれども、4 億3, 4 5 9 万1, 7 9 7 円でございます。

資本の部については、6 資本金、7 剰余金の合計、下から2 行目になりますが、4 億3, 8 0 3 万7, 0 9 3 円。負債資本の合計は、一番下の行8 億7, 2 6 2 万8, 8 9 0 円でございます。

5 9 ページ以降に、その他の決算附属書類がございますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上で、議案第6 9 号平成2 9 年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算、並びに議案第7 0 号平成2 9 年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○成井小太郎議長** 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。江幡監査委員。

〔江幡治監査委員 登壇〕

**○江幡治監査委員** 平成2 9 年度の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

最初に、一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況について申し上げます。この決算審査は、「地方自治法」第2 3 3 条第2 項及び第2 4 1 条第5 項の規定に基づき実施をいたしました。審査対象とした決算及び書類は、お手元の審査意見書の1 ページに、(1) から(3) の3 項目に分けて記載をいたしております。

第1 点は、一般会計のほか国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、以上8 会計の歳入歳出決算でございます。

第2 点は、政令で定める書類でありまして、一般会計及び各特別会計それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書でございます。

第3 点は、奨学基金、肉用牛特別導入事業基金及び印紙等購入基金について、その運用状況を審査するための基金運用状況調書でございます。

決算の審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに政令で定める書類等につきまして、関係諸帳簿、証書類を照査し、定期監査及び例月現金出納検査等の結果を参考にしながら決算の計数の正確性あるいは収入支出の合計の確認を行い、あわせて関係課職員からの聴取や説明を受け、審査を行いました。また、基金の運用状況につきましては、基金運用状況調書、関係諸帳簿により、決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は、関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており正確であることを認めました。また、予算の執行状況につきましても適正なものであることを認めました。

続きまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

この審査は「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき実施をいたしました。

審査の対象とした書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表でございます。さらに決算附属書類として、事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。これらの書類が「地方公営企業法」その他の関係法令に準拠して適正に表示されているかどうか、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかどうかについて審査をいたしました。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、地方公営企業関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で、各企業経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを認めた次第でございます。

以上、一般会計、各特別会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の概要について申し上げます。

詳細につきましては、それぞれ審査意見書をご覧いただきたいと思います。

簡単ではございますが、これで決算審査報告を終わらせていただきます。

**○成井小太郎議長** 報告は終わりました。

---

日程第5 議案第71号ないし議案第77号

**○成井小太郎議長** 次、日程第5、議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、議案第72号平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第73号平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第74号平成30年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第75号平成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

**○宮田達夫副市長** 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。補正予算関係議案の7件でございます。

恐れ入りますが、別冊横長の平成30年第4回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

1枚おめくり願います。議案第71号は、平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,334万円を追加し、総額を243億7,993万円とするものでございます。第2条で債務負担行為の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、8ペ

ージをお開き願います。歳入でございます。

2段目の10款地方交付税の補正につきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

3段目の13款1項8目教育使用料及び9ページ下段20款諸収入の右側説明の欄、西山研修所に係る減額につきましては、直営で行ってございました西山研修所の運営を指定管理に移行するための減額でございます。

恐れ入りますが、8ページ5段目にお戻り願います。14款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします地方創生推進交付金事業の財源といたしまして420万円を追加するものでございます。

最下段の15款2項4目農林水産業費県補助金及び5目商工費県補助金の補正につきましては、いずれも歳出予算の財源として追加するものでございます。

9ページをご覧ください。上段の18款1項特別会計繰入金の補正につきましては、1目2目とも平成29年度決算額の確定により、一般会計への精算金を補正するものでございます。

中段の18款2項基金繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源調整といたしまして財政調整基金繰入金を1億7,524万6,000円減額するものでございます。

下段の20款4項3目雑入のうち、右側説明の欄2行目の国体関連事業費助成金の補正につきましては、茨城県市長会からの助成金といたしまして500万円を追加するものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。

今回の補正は各費目にわたり職員の定期人事異動に係る人件費の増減がございますが、これらにつきましては説明を割愛させていただき、主な事項について説明をさせていただきます。

中段の2款1項3目財政管理費の補正につきましては、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積み立てといたしまして、実質収支の2分の1、3億145万8,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

12ページをお開き願います。下段の3款1項2目老人福祉費の補正につきましては、市からシルバー人材センターへの派遣職員が1名減となったことに伴い、代替職員を雇用するため補助金として180万円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。7目介護保険費のうち、19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、老人介護施設等への安全確保のためスプリンクラー設置費に対する補助の要求がありましたことから、92万6,000円を追加するものでございます。

下段の同款2項1目児童福祉総務費のうち、13節委託料の補正につきましては、国の地方創生推進交付金を活用して整備した山吹運動公園の親水広場休憩所「じょうづるはうす」を指定管理にて運営するため、635万円を追加するものでございます。

14ページをお開き願います。上段は款項目の記載はございませんが、3款2項2目保育所費でございます。15節工事請負費の補正につきましては、来年4月より、すいふ認定こども園として使用するため、校舎の改修を進めております、旧山田小学校において校舎とは別に外構工事の設計が今回完了したため、補正するものでございます。園児の安全を確保するためのフェンス

を設置する工事費等としまして2,258万3,000円を追加するものでございます。

16ページをお開き願います。上段は款項の記載はございませんが、5款1項農業費でございます。3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の補正のうち、右側説明の欄4行目の鳥獣被害防止総合対策整備事業費並びに6行目の有害鳥獣等被害防止対策事業費の補正につきましては、県補助事業の内示や出荷制限の継続に伴うもので、いずれもイノシシの被害対策のための補助として、合わせまして1,415万4,000円を追加するものでございます。

同款同項5目農地費の19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、県補助金を活用し里川堰土地改良区及び辰ノ口土地改良区が行う、かんがい排水工事に対する補助として1,412万5,000円を追加するものでございます。

17ページをご覧願います。上段は款項の記載はございませんが、6款1項商工費でございます。2目商工振興費の13節委託料のうち、右側説明の欄1行目の企業紹介用パンフレット作成委託料の補正につきましては、UIJターナー者や市内新卒者等向けに市内企業を紹介するパンフレットについて、当初1年度当たり10社程度を掲載し、複数年作成する計画であったものを、単年度で希望する企業全てを掲載するよう変更したため、209万4,000円を追加するものでございます。

同じく右側、説明の欄3行目のふるさと企業創業支援業務委託料の補正につきましては、国の地方創生推進交付金を活用する本市の提案する事業が、8月3日に採択を受けたことに伴う補正でございます。企業創業を目指す方を対象とした本市の支援施策を紹介するガイドブック等の作成費としまして205万1,000円を追加するものでございます。

4目観光費の補正につきましては、県の県北地域活力創造プロジェクト事業において、本市の提案事業が8月22日に県の選定を受けたことに伴う補正でございます。台湾から茨城空港へのチャーター便の定期便化を受け、本県へ流入する台湾からの観光客の受け入れ体制を整備するとともに、海外メディア等との連携により誘客を図ることを目的に1,939万4,000円を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。上段の7款4項都市計画費の補正のうち15節工事請負費の補正につきましては、開発を進めております東部地区土地区画整理事業において、当初予定よりも早期に事業に対する合意形成が得られる見通しがつきましたことから、平成31年度に着工を想定していた造成工事の準備工事を前倒して行うため1,421万3,000円を追加するものでございます。

19ページをご覧願います。上段は款項の記載はございませんが、8款1項消防費でございます。5目災害対策費の補正につきましては、災害被災者の支援を迅速・的確に行うため、県と市町村が共同で整備する被災者生活再建支援システムの本市負担分等といたしまして、13節委託料と19節負担金補助及び交付金を合わせまして250万9,000円を追加するものでございます。

20ページをお開き願います。9款5項8目社会教育施設費439万9,000円の減額でございますが、西山研修所の指定管理による運営への移行による13節委託料1,700万円の追加分と、これまで直営で運営するため手当てしておりました各費用の減額分を相殺し、総額で減とな



るものでございます。

21ページをご覧願います。9款6項4目体育施設費の補正のうち、15節工事請負費の補正につきましては、来年度の国体開催に向け山吹運動公園駐車場等の整備を行うため1億1,986万4,000円を追加するものでございます。当初から改修計画がありました駐車場のアスファルト舗装及び排水設備につきましては、周辺道路とのすりつけや排水路の水位との関係で精度の高い設計を組むために時間を要し、今回設計が完了したため補正により工事を発注するものでございます。さらに追加として、野球場に新たに障害者席を設置し、全国障害者スポーツ大会いきいき茨城ゆめ大会に向けて、障害者への配慮を進めてまいります。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。第2表は債務負担行為補正でございます。1の追加でございますが、1段目の子育て支援施設及び3段目の西山研修所の指定管理業務につきましては、それぞれの期間及び限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

2段目の認定こども園通園バス運転業務につきましては、昨年度は12月補正で追加したところでございますが、事業者が安価に請け負うためには運輸局から特定旅客自動車運送事業の許可を取得する必要がございます。申請から許可取得まで数カ月を要しますことから、4月からの業務開始に当たり許可を取得できるよう、今回繰り上げて債務の負担を行うものでございます。

議案第71号は以上でございます。

続きまして、議案第72号は、平成30年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算総額にそれぞれ3億1,273万6,000円を追加し、総額を57億5,800万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

5款県支出金につきましては、歳出予算において補正をいたします一般管理費のうち委託料の財源として追加するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員の定期人事異動等に伴う減額補正でございます。

同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の8款繰越金につきましては、平成29年度決算による繰越金の確定に伴う補正でございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の補正のうち、13節委託料につきましては、これまで市町村単位で運営を担ってきた国民健康保険制度が県単位化となったことに伴うシステム改修費用として15万6,000円を追加するものでございます。

その他の一般管理費及び同款2項1目徴税総務費につきましては、職員の定期人事異動等に伴う補正でございます。

最下段の6款基金積立金につきましては、平成29年度決算繰越に伴いまして2億4,655万5,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

8ページをお開き願います。7款諸支出金につきましては、概算で交付されました療養給付費を、平成29年度の事業実績に伴い返還するものでございます。

議案第72号は以上でございます。

続きまして、議案第73号は平成30年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ344万9,000円を減額し、総額を7億230万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款繰入金につきましては、職員の異動による職員給与費の繰入金の減額でございます。

4款繰越金につきましては、平成29年度決算に伴うものでございます。

7ページをご覧願います。歳出でございます。

1款の総務費につきましては、職員の異動による職員給与費等の減額でございます。

3款諸支出金につきましては、平成29年度の事務費繰入金精算に伴う一般会計繰出金の確定によるものでございます。

4款予備費につきましては、歳入歳出予算の予算調整に伴う補正でございます。

議案第73号は以上でございます。

続きまして、議案第74号平成30年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,683万1,000円を追加し、総額を60億4,145万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

上段の3款国庫支出金及び2段目の5款県支出金につきましては、平成29年度の実績に伴う介護給付費負担金の確定による補正でございます。

3段目の7款1項一般会計繰入金の補正でございますが、歳出予算の減に伴い507万1,000円を減額するものでございます。

4段目の同款2項基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による増額でございます。

最下段の8款繰越金につきましては、平成29年度決算による繰越金確定に伴う補正でございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

上段の1款1項総務管理費及び中段の同款3項介護認定審査会費の補正につきましては、職員の異動等に伴うものでございます。

最下段の8款1項償還金及び還付加算金の補正につきましては、平成29年度決算に伴う国県支出金、支払基金交付金について精算するものでございます。

8ページをお開き願います。同款2項繰出金につきましては、平成29年度決算に伴う一般会計繰出金について精算するものでございます。

議案第74号は以上でございます。

続きまして、議案第75号平成30年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万円を追加し、総額を3億5,285万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

5款繰入金の補正でございますが、今回の歳出予算の増額により87万円を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。1款農業集落排水事業費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うもので、合わせまして87万円を増額するものでございます。

議案第75号は以上でございます。

続きまして、議案第76号平成30年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万円を減額し、総額を2億2,723万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

4款繰入金の補正でございますが、今回の歳出予算の減額により11万円を減ずるものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。1款戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うもので、合わせまして11万円を減額するものでございます。

議案第76号は以上でございます。

続きまして、議案第77号平成30年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ609万円を追加し、総額を3億3,530万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款繰入金の補正でございますが、歳出予算の増額に伴い609万円を増額するものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。1款事業費の補正につきましては、「地方公営企業法」適用へ移管するための組織再編に伴う人件費1名分について増額補正するものでござい

ます。

本定例会における、補正予算に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、9月5日、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時06分散会